

# 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査 及び利用の規制等に関する法律案に対する修正案 要綱

## 1 注視区域の指定等における意見公募及び国会報告の新設

- (1) 内閣総理大臣が「注視区域」又は「特別注視区域」を指定する場合には、あらかじめ、その区域の住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 (第5条第2項及び第12条第2項関係)
- (2) 内閣総理大臣が「注視区域」又は「特別注視区域」を指定する場合には、その旨及びその区域を国会に報告するものとする。 (第5条第3項及び第12条第3項関係)

## 2 土地等利用状況等調査の対象として「実質的な利用者に関する情報」の追加

- (1) 土地等利用状況等調査の対象となる「利用者」の定義から、「所有権以外の権原に基づき」を削除すること。 (第4条第2項第4号関係)
- (2) 土地等利用状況等調査の対象として「土地等に関する権利の得喪及び変更」を追加すること。 (第6条関係)

## 3 勧告・命令の対象となり得る「機能阻害行為」の例示の追加

勧告・命令の対象となり得る機能阻害行為の例示として、重要施設に重大な損傷を与えるおそれがある行為、領海基線である低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある土地の形質の変更、重要施設又は国境離島等と外部との通信を妨害するおそれがある電波を発射する行為を追加すること。(第9条第1項関係)

## 4 届出事項として「売主の前の所有者の氏名等」の追加

事前届出事項として、売主の前の所有者の氏名又は名称等を追加すること。(第13条第1項第1号関係)

## 5 勧告・命令の実施状況に関する国会への年次報告の新設

内閣総理大臣が、毎年一回、国会に対し、この法律による土地等の利用の規制の状況を報告することを新設すること。(新第24条関係)